

(公 印 省 略)
令和 6 年 5 月 1 7 日

市内高齢者施設 管理者 各位

直方市健康長寿課長

事故報告の取扱いについて

日頃より本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。標記の件につきまして、本市としての取扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

記

●様式【事故報告書（新型コロナウイルス感染症）】の廃止

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症へ移行し 1 年が経過しました。社会情勢を鑑み、様式【事故報告書（新型コロナウイルス感染症）】を廃止します。また、令和 4 年 3 月 10 日付発出「新型コロナウイルス感染症にかかる事故報告について（お知らせ）」についても併せて廃止します。

*対象者が生じた場合の報告時期等は福岡県の示す「介護サービス事故に係る報告要領」をご確認ください。

●2 件目以降の事故報告の方法

事故報告書は基本的に利用者個人ごとのご提出が必要ですが、感染症、食中毒等において一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を 1 通作成し【2 件目以降の事故報告書】を添付のうえ提出してもよいものとします。

以上

参考 福岡県ホームページ「介護サービス事故に係る報告要領・報告書様式」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-jiko-yousiki.html>

<問い合わせ先>

直方市市民部健康長寿課介護サービス係

電話 0949-25-2390

E-mail n-kaigosa@city.nogata.fukuoka.jp